

---

## 第3章 展示計画

---

### 3-1. 基本方針

#### 1. 展示方針

- 本館の展示方針について、以下のとおり設定します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 安土城・信長・戦国を誰にも分かりやすく、楽しく伝える展示</li><li>(2) 安土城跡のガイダンスおよび安土城登城の疑似体験となり得る展示</li><li>(3) 県民との連携および利用者の参画を促す展示</li><li>(4) いつ、何度来ても発見のある展示</li></ul> |
|--|

#### (1) 安土城・信長・戦国を誰にも分かりやすく、楽しく伝える展示

- コア・ターゲットである子どもやファミリーをはじめ幅広いニーズを想定し、利用者が安土城・信長・戦国の魅力や親しみを感じる展示とします。
- 展示は通史ではなく、豊富な発掘資料や研究成果を活用し、安土城・信長・戦国を扱う「テーマ展示」により構成します。
- 博物館展示の基本である実物資料を中心とした展示を主としながら、最新デジタル技術による手法を併せて用い、設定するテーマ「安土城・信長・戦国」のすべてが様々な形で学べる体感性のある展示を展開します。

#### (2) 安土城跡のガイダンスおよび安土城登城の疑似体験となり得る展示

- 安土城跡に近接した立地特性と調査成果を活かし、安土城跡の見学前にはガイダンス展示として登城前の知識とワクワク感を創出し、見学後にはより理解を深められる展示として、現地と一体性のある展示を行います。
- 車いす利用者やご高齢の方など実際に安土城跡に登城することが難しい方々にも、現地の臨場感を実感でき楽しんでもらえるよう、最新のデジタル技術を活用した手法を検討します。また、高さのある天井など既存の空間形状を活かした展示を検討します。

### (3) 県民との連携および利用者の参画を促す展示

- 一方的な情報伝達だけでなく、研究成果から導かれる新しい発見など、利用者の個々の要求に応じて情報を提供する、双方向性のある展示を展開します。
- 展示物の映像内に県民が演者として出演するなど、展示製作時における県民参画のしくみについても積極的に検討します。
- 展示をパッケージ化し県域の観光施設等に設置するなど、本館との接点を館外にもつことで、博物館活動の周知ならびに来館者数の増加につなげます。
- これまで行ってきた他館との連携展示などの実績を活かして、そのネットワークの拡充を図ります。

### (4) いつ、何度来ても発見のある展示

- 発掘や調査研究の進捗に合わせて展示内容や資料を更新できるよう、展示替えのしやすいケースや什器、システムを採用します。
- 学芸員の他、県民の活動成果等も反映できる展示も検討します。

## 2. 展示コンセプト

- 前節の展示方針より、本館の展示コンセプトを以下のとおり設定します。

### **安土城・信長・戦国の世界を体感できる展示**

- 安土エリアには、安土城や信長に関連する展示施設が複数あり、それぞれが特徴をもって運営されています。その中でも本館は、発掘・調査・研究の成果や豊富な特別展・企画展の実施などに裏打ちされた強みがあり、網羅性・専門性の高い展示を行うことが可能です。「安土城・信長・戦国の世界を体感できる展示」を基本的な考え方として、社会教育施設としての普遍性とともにも本館ならではのオリジナリティあふれる展示を実現します。

## 3-2. 展示構成

### 1. 展示構成

- 安土城・信長・戦国をテーマに、第1常設展示室では安土城と信長に関するガイダンス展示を、第2常設展示室では社会背景や取り巻く環境など戦国という時代を多角的に紹介する展示を行います。

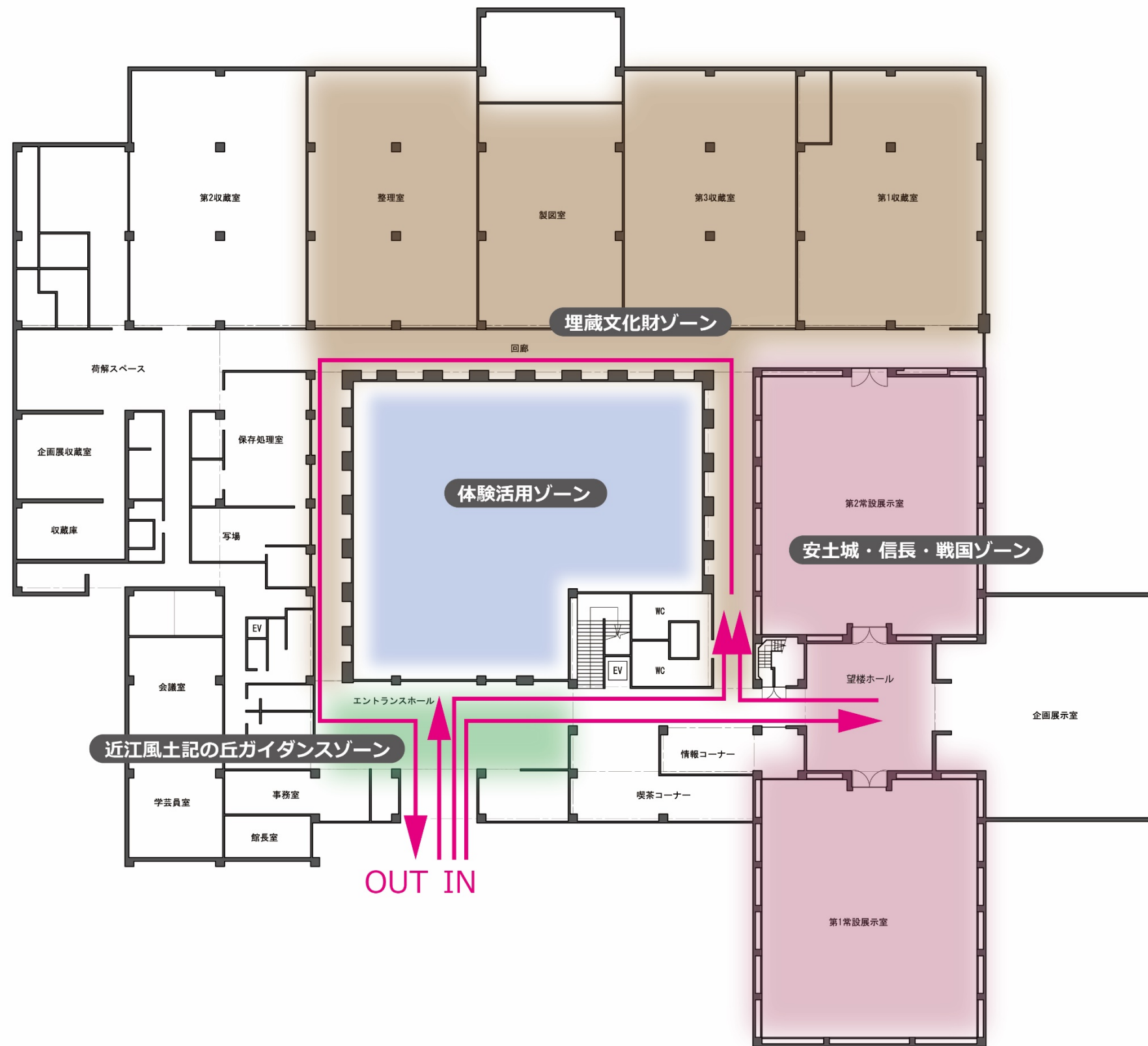
図表 29：展示構成表（現段階での試案）

展示室/ 大テーマ		ねらい	コーナータイトル		展示概要	主な展示資料
第1常設展示室	天下人信長と安土城	信長の価値、安土城の価値をデジタル映像で展開し、安土・戦国・信長全体のガイダンスを行う	映像1	天下人 織田信長の登場	・信長の生誕から、天下人となるまでの過程を紹介	・映像
			映像2	安土城築城	・近江という国、安土という地の歴史性を紹介 ・安土の歴史的・地域的特色など、信長がなぜ安土を選んだかを示す	・映像
			映像3	よみがえる安土城	・安土城についての調査研究から、安土城の実像に迫る	・映像
第2常設展示室	安土と安土城	近江と安土の価値の位置づけ  戦国の近江の状況を解説	ブ □ □ ー グ	近江という国、安土という土地	・古代から中世の安土に触れる	・考古学的成果
			戦 国 の 近 江	京極氏・浅井氏と六角氏の時代	・信長侵攻前夜の近江の支配状況を説明	・浅井長政像 ・浅井長政発給文書 ・六角氏式目 ・六角氏発給文書
			戦 国 近 江 の 城 ～ 巨 大 山 城 か ら 土 豪 の 城 館 ま で	・信長侵攻前夜の近江の城郭の状況を説明	・佐々木古城跡 観音山画図 ・上平寺城絵図 ・小谷城絵図 ・考古学的成果	

展示室/ 大テーマ		ねらい	コーナータイトル		展示概要	主な展示資料
第2 常設 展示 室	安土と安土城	織田信長と安土城を解説	織田信長と安土城	戦国近江の村～自立する地域	・村の城、郡中惣の城を説明	・安治区有文書 ・須恵八幡神社文書 ・橋下左右神社文書 ・考古学的成果
				織田信長の登場から上洛	・映像で見せた信長の半生を、改めて説明	・織田信長像 ・織田信長発給文書 ・安土記 ・信長記 ・足利義昭発給文書
				元亀争乱	・信長侵攻前夜の近江の城郭の状況を説明	・織田信長朱印状(金森宛)
				安土城築城	・安土城築城の契機について説明	・近江国蒲生郡安土古城図 ・安土記
				安土城の調査整備	・安土城の調査整備について説明	・考古学的成果
				安土城・天主	・天主に関する資料について説明 ・天主の研究史を説明	・天主に関する資料
				安土城と城下町	・城下町の様子について説明 ・宣教師との様子について説明	・安土山下町中掟書(近江八幡市蔵) ・安土問答(浄厳院蔵) ・江州蒲生郡豊浦村与須田村山論立会絵図 ・考古学的成果
	安土城の終焉を位置づけ	エピソード	本能寺の変から豊臣近江へ	・安土城の最後を説明	・絵本太閤記 ・明智光秀像 ・豊臣秀吉像 ・八幡山下町中掟書	

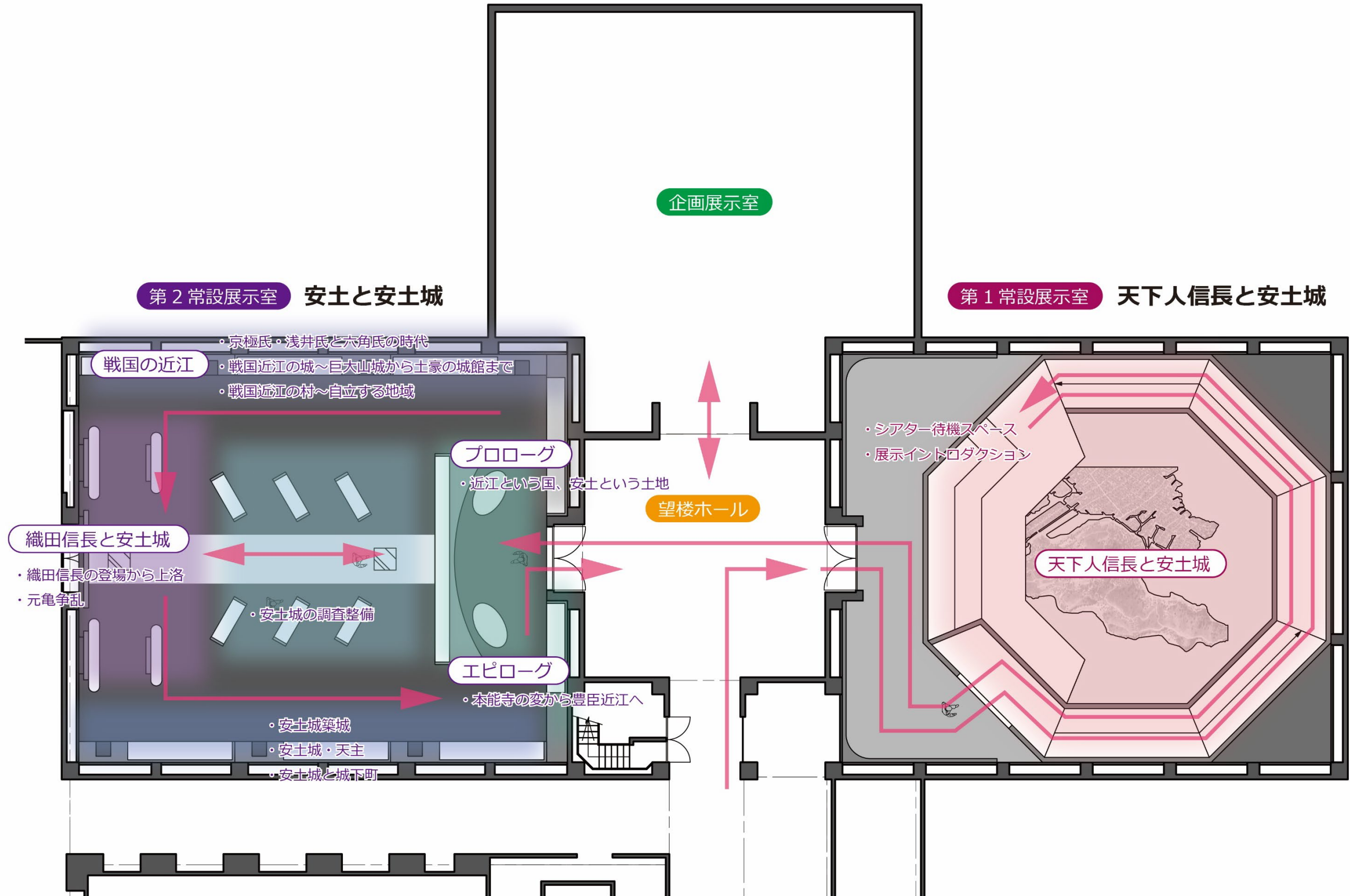
### 3-3. 平面計画・空間イメージ

図表 30 : 全体平面図





図表 31 : 常設展示室ゾーニング



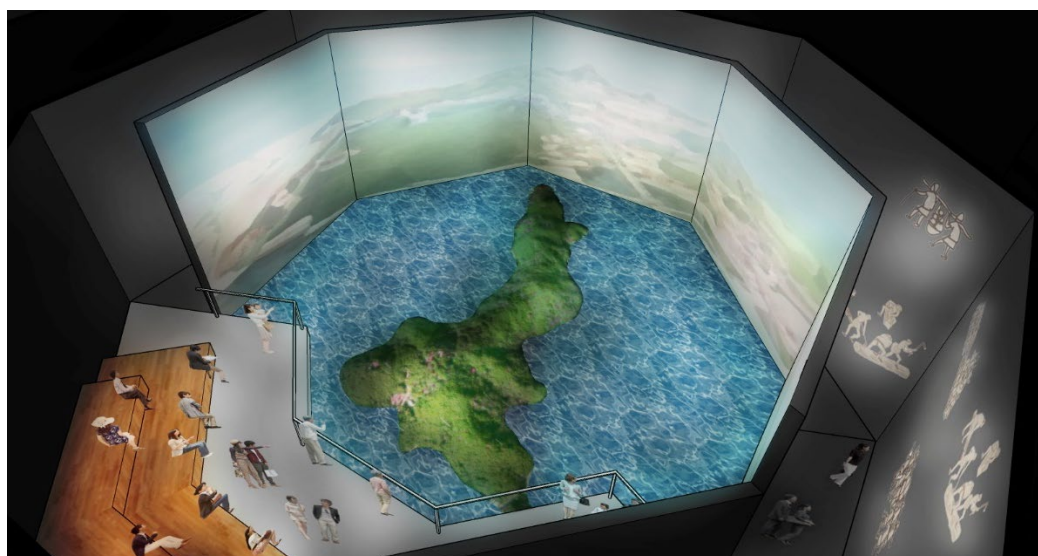




## 1. 第1常設展示室

- 展示室全体を没入感のあるガイドンスシアターとするなど、「安土城・信長・戦国」をテーマに安土城や信長の世界を総合的に伝える、ダイナミックな映像空間を目指します。
- 展示室は、安土城天主の八角形をイメージさせるスロープのついた立体的な形状とするなど、まるで安土城天主に登城していくかのような感覚を味わえるよう工夫します。さらに、スロープを登り切ったところに観覧スペースを設ける他、登る途中の壁面にも、天主から臨む琵琶湖や城下町の風景を表現するなど、シアターへの期待感を高めるしかけについても検討します。
- プロジェクションマッピングなどを利用し、戦国時代の勢力図や城下町の様子を床面スクリーンに投影するなど、近江の地理的環境などをスケールの拡大・縮小を用いて自在に表現することを想定します。正面スクリーンに信長の姿や様々な資料を高精細に投影するなど、床面スクリーンと併せての一体的な映像展開についても検討します。
- これらの映像は、コア・ターゲットである子ども・ファミリーにも分かりやすいものを目指します。また、歴史にあまり興味がない方々にも、瞬時にその世界に入り込み体感できる臨場感や、夢やロマンを与えられるような映像とするよう検討します。
- 見られる映像メニューは、時期あるいは時間によって変更できることを想定します。また、完全パッケージのコンテンツ以外にも、安土城の最新の調査研究成果の紹介や、スタッフによる様々なガイドンス・セミナーへの活用など、館側で準備したデータも投影できるように検討します。より多角的に活用できる自由度の高いシステムを構築することにより、何度来ても楽しめるシアター展示を目指します。

図表 32：第1常設展示室の空間イメージ

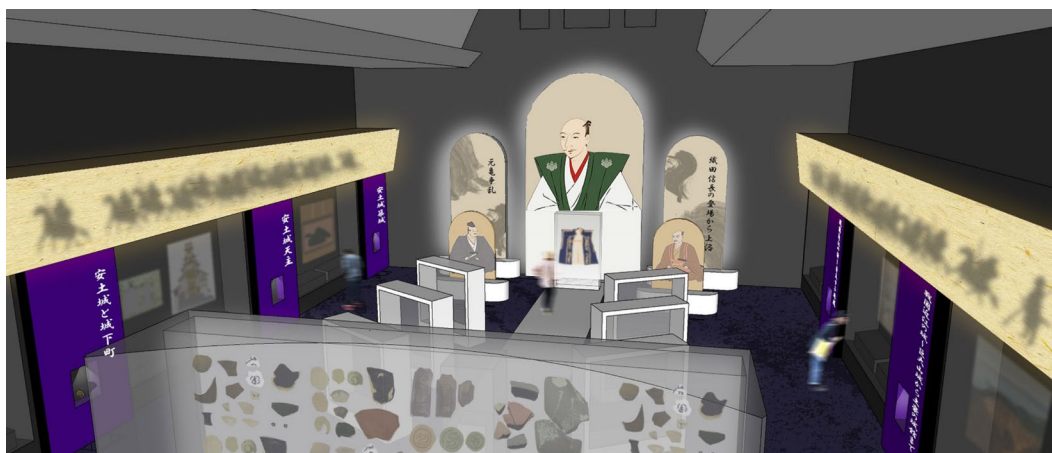


※本イメージ図は、基本計画において展示構成を検討するための参考資料であり、最終的な内容については、実施設計において決定します。

## 2. 第2常設展示室

- 第2常設展示室では、映像では得られないものとして、実物資料を重視した「安土城・信長・戦国」に関する展示を行います。公開承認施設としてのレベルを維持し、貴重な実物資料や発掘資料等を公開できるよう、展示ケースを中心とした鑑賞空間を目指します。
- 映像で得たイメージ世界と歴史的価値とを結節させることにより、従来からのファン層である現在のメイン利用者（40～60代の男性）や歴史ファンも満足できる内容になるよう検討します。
- 第2常設展示室は、常設展示としながらも、学芸員の研究成果や「安土城・信長・戦国」に関する最新情報に対応できるよう、展示パターンや資料点数等に応じてフレキシブルに空間構成を変更できる設えとなるよう検討します。
- このことにより、第2常設展示室は、状況に応じて展示室テーマを変更することも可能となります。特別展・企画展と一体性を持たせた展示など、展示企画の幅が広がり豊かな展示を実現できます。
- 部屋の構成に合わせて、効果的な、触る、持つ、着るなどの簡易な体験展示も行います。

図表 33：第2常設展示室の空間イメージ



※本イメージ図は、基本計画において展示構成を検討するための参考資料であり、最終的な内容については、実施設計において決定します。

### 3-4. 望楼ホール

#### 1. 望楼ホールの整備内容

- 第1・2常設展示室および企画展示室をつなぐ望楼ホールは、各展示室への入口および経路地として重要な位置を占めているため、各展示の顔として期待感を高めることをねらいとします。
- 建築としては、内藤昌氏復元天主のイメージである安土城天主の吹き抜けをイメージして造られ、外観望楼の下部にあたります。今回のリニューアルでは、展示室との一体性を持たせるために、その吹き抜けの高さや印象的な形状を活かしたイメージ展示を行うことを検討します。
- 望楼ホールの壁面には、安土城天主の立面・断面を模したバナーグラフィックを、床面には天主の礎石位置を示すグラフィックを展開し、立面と平面の両情報で安土城天主のスケールを体感できるよう工夫します。なお、天主イメージについては、今後複数の研究成果を勘案しながら検討することとします。

図表 34 : 望楼ホールイメージ

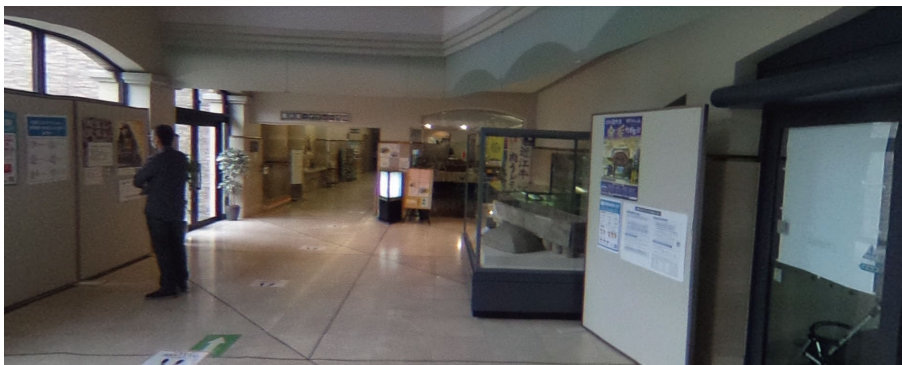


※本イメージ図は、基本計画において展示構成を検討するための参考資料であり、最終的な内容については、実施設計において決定します。

### 3-5. エントランスホール

#### 1. エントランスホールの整備内容

- エントランスホールは本来、館のガイダンスをメインとし、展示機能を持たないのが通例ですが、本館では従来から調査・研究成果の速報展示や本館や他館の多彩な情報展示を行っています。
- 本計画では、第1常設展示室で行っている展示（大中の湖南遺跡・安土瓢箪山古墳のガイダンス）がなくなってしまうこと、従来から近江風土記のガイダンス機能（現状ではエントランスホールに周辺模型があるのみ）が図られていないことを考慮して、エントランスホールに近江風土記の丘関連のガイダンス機能を集約し強化することを検討します。
- エントランスホールでは、これらに加えて、近接する水郷や八幡地区、さらには本県の観光施設・スポットなどへの回遊にもつながるよう、積極的な情報発信を行うことを想定します。
- 情報発信については、モニターやタッチパネルの他、発信したい内容によって情報や資料を更新できるモバイル型の展示機器などでの展開も検討します。



現状のエントランスホール

### 3-6. 工事工程イメージ

#### 1. 想定される工事工程

- 今回のリニューアルでは全館閉館期間を設けず、部分開館をしながら、2期に分けた工事工程を想定しています。なお、望楼ホールやエントランスホール、企画展示室との整合等については、工事時期含め設計時に検討します。

図表 35 : 工事工程イメージ

工期	展示テーマ・内容			備考
	第1常設展示室	第2常設展示室	企画展示室	
現状	【弥生・古墳】 ・大中の湖南遺跡 ・瓢箪山古墳など	【中世・戦国】 ・観音寺城跡 ・安土城跡など	・常設展示に関連するテーマ	
<b>第1常設展示室閉鎖</b>				
1期 工事中	工事	【中世・戦国】 ・観音寺城跡 ・安土城跡など	・安土城・信長・戦国 に関連するテーマ ・考古全般	・旧第1常設展示室の内容をエントランスホールで公開することも検討
<b>第1常設展示室リニューアルオープン・第2常設展示室閉鎖</b>				
2期 工事中	【ガイダンス展示】 ・安土城・信長・戦国のガイダンス	工事	・安土城・信長・戦国 に関連するテーマ ・考古全般	・実物資料の展示は企画展示室を活用
<b>第2常設展示室リニューアルオープン</b>				
全面 開館	【ガイダンス展示】 ・安土城・信長・戦国のガイダンス	【詳細展示】 ・安土城・信長・戦国の詳細	・安土城・信長・戦国 に関連するテーマ ・考古全般	・展示規模・内容に応じて、企画展の一部を第2常設展示室で展開

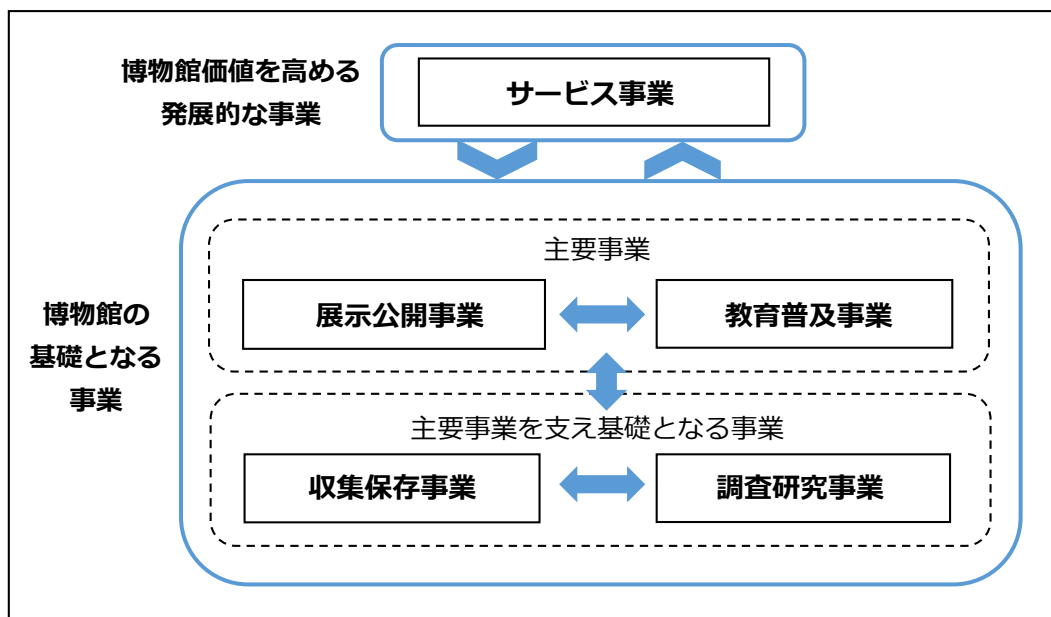
## 第4章 事業・運営計画

### 4-1. 事業運営における現状と課題

#### 1. 事業活動の考え方

- 本館では平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者である公益財団法人滋賀県文化財保護協会が、次期指定管理者として令和8年3月31日まで、契約に基づいて事業の運営を行うことを前提とします。
- 本館は開館以来、1-2で示している3つの活動「展示事業」「資料調査事業」「教育普及事業」を基本的な柱として事業の運営を行ってきました。本章では、これらを踏まえ、展示リニューアルにあたって今後検討していかなければならない事業運営の在り方について、その課題と取り組み方針について記載します。

図表36：事業活動体系



- この指定管理の期間は、第1常設展示室のリニューアル期間にあたり、第2常設展示室のリニューアルに向け本館の展示コンセプトが大幅に変革していく時期となります。そのため、これらを念頭に置いて館の事業運営を計画・推進する必要があり、テーマを特化した新しい博物館として生まれ変わるための準備期間ともなる大切な期間として位置づけます。

## 2. 事業運営上の課題

- 現状の事業運営上の課題は、1-5の課題でも示したように、特に展示公開や教育普及、サービスの面での利用者ニーズとの乖離が生じており、入館者数に伸び悩みが見られます。
- 基礎的な部分としては、収集保存や調査研究において、指定管理料や事業収入の減少等により資料購入費や研究予算が不足しているのが現状です。
- 組織としては、指定期間の5年間に合わせた人員計画となるため、中長期的な人材育成に取り組めておらず、慢性的な人員不足や専門性を高める教育機会の減少、職員の高齢化などが生じており、指定管理者制度を生かした活性化が図られていません。また、展示解説等を行う運営ボランティアをはじめとした人材の育成や地域との連携も十分に行えていません。

### 4-2. 課題解決へ向けた方策

#### 1. 事業の実施方針

- 先述した課題は、一朝一夕で解消することは難しく、また展示リニューアルのみで解消できる問題ではありません。中長期的な博物館経営のマネジメントの視点で検討し、取り組んでいくべき課題も見られます。
- したがって、以下の事項を展示リニューアル後の事業運営の実施方針とします。

- (1) ターゲットに即した事業運営の実施
- (2) 集客や満足度を高めるサービス事業の強化
- (3) 近江風土記の丘を中心とする遺跡のガイドンス強化、および関連する事業の展開
- (4) 博物館のコンセプトに見合う基礎事業（調査研究・収集保存）の継続・強化と組織・人員体制の見直しの検討

## (1) ターゲットに即した事業運営の実施

- ここにしかない、ここでしかできない安土城・信長・戦国をテーマとした博物館として再生します。そのためには、これからの時代を担う子どもとそのファミリーをコア・ターゲットとし、子ども・ファミリーに本館のファンになってもらえるような常設展示の活用を図ります。
- また、歴史ファンや専門家に加え、歴史になじみのない方々にも親しみやすく、分かりやすい展示を目指して、展示手法の研究・開発を行います。また、子ども・ファミリーや若年層の集客を狙った特別展・企画展の開催や、中庭や屋外・館外を「体験活用ゾーン」として、体験プログラムの充実などを図ります。
- 本館に併設されている埋蔵文化財部門を他館にはない強みと捉え、これまでも行ってきた回廊展示やこども考古学教室、バックヤードツアー等をさらに充実させるとともに、博物館の一日仕事体験や調査研究活動の共同実施など、子どもたちの興味・関心を誘う新たな教育普及事業を今後検討し、実施していきます。
- 一方で、現在のメイン利用者（40～60代の男性）に対しては、博物館講座（オンライン・オフライン問わず）の実施や研究成果等の最新情報を積極的に取り込むなどし、本館の継続利用を促します。

## (2) 集客や満足度を高めるサービス事業の強化

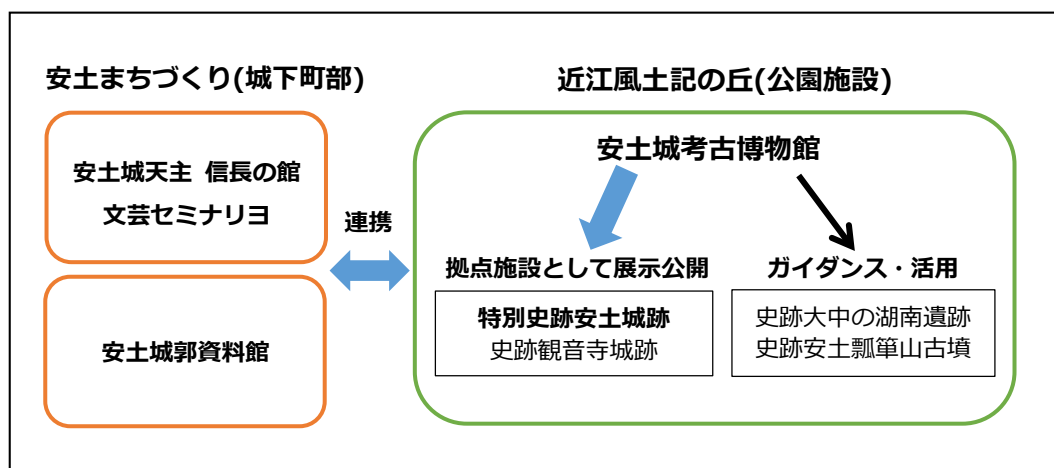
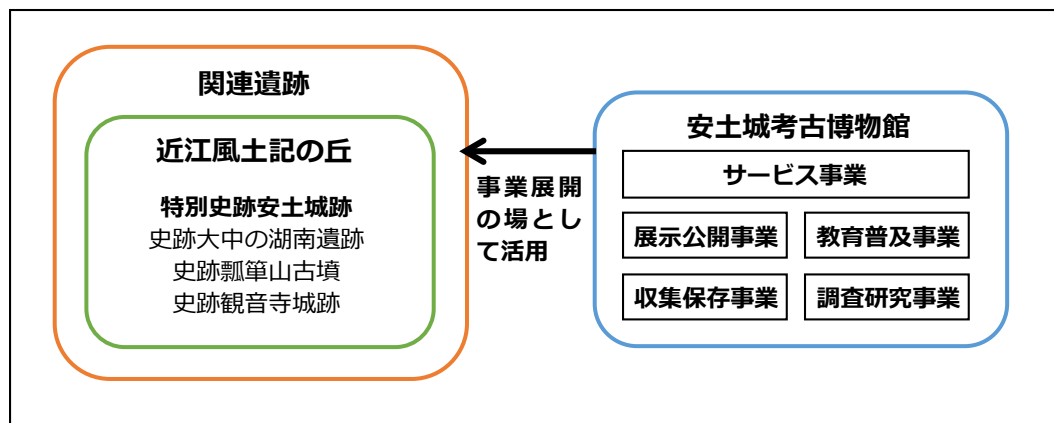
- 本館の利用促進を図るため、周辺施設等との連携や博物館特別メニューの展開、県内博物館・史跡等とのスタンプラリーの実施、SNSやYouTubeチャンネル等を活用した情報発信など、集客のための広報活動を積極的に行います。
- 安土城跡や安土駅から本館までの誘導サインや、近江風土記の丘内の回遊性を高めるための案内板の規格統一など、視認性に優れた分かりやすいサインについても今後検討します。また、ガイドマップや情報端末等、利用者が使用する情報ツールの制作については、随時検討を行います。さらには、安土駅と本館との間の交通アクセスについても研究します。
- 乳幼児連れの利用者に対する授乳スペースの設置をはじめ、外国人利用者に向けた多言語表記や情報端末等による解説サポートなど、より充実したユニバーサルデザインへの対応を検討します。
- 資料情報や映像、文献、研究成果等を学芸員だけでなく、県民や地域の子どもたち、研究者等がオンライン上で見られるような双方向の情報管理システムの整備を中長期的に検討します。将来的には琵琶湖文化館、埋蔵文化財センターをはじめとする各市町の施設等との連携も視野に、汎用性の高いシステムの導入も考えます。



### (3) 近江風土記の丘を中心とする遺跡のガイダンス強化、および関連する事業の展開

- 本館が近江風土記の丘の一角をなす立地特性を活かすために、新たにエントランスホールに整備する「近江風土記の丘ガイダンスゾーン」を活用し、地域文化財の情報発信に積極的に取り組んでいきます。
- 特別史跡安土城跡や史跡観音寺城跡は、リニューアルにおける展示コンセプトの核であることから、情報発信拠点としての使命を果たすような事業展開を目指します。特に安土城跡とは、最新の情報を共有するなど一体的な活用が図れるよう、(2)で示したようなガイドマップ等の制作やツアー、イベントの共同開催を積極的に行います。また、運営ボランティアについても、現在活動している安土町観光ボランティアガイド協会等と連携を取りながら、制度設計や運用のあり方の検討を行います。
- 展示内容や研究成果については、観光客や無関心層へもアプローチするため、県内の公共施設や観光施設等での公開も目指します。

図表 37 : 事業活動の展開イメージ



#### (4) 博物館のコンセプトに見合う基礎事業（調査研究・収集保存）の継続・強化と組織・人員体制の見直しの検討

- 様々な事業の基盤となる安土城・信長・戦国関係の調査研究や、関連資料の収集保存については、常設展示のリニューアルに伴い、その重要性はさらに高まると考えられることから、これまでの実績を踏まえ、さらに充実させていく必要があります。また、館のコンセプトも開館当時の位置づけから状況に応じた変革を行う可能性があるため、今後の運営にあたっては柔軟性のある組織・人員体制を意識していく必要があります。
- そのためには、利用者ニーズを的確に捉え、対応し、資料の扱いを含め展示テーマや研究テーマに即した専門性の高い人員（学芸員・技術者）の育成・計画的配置を中長期的に進めていくことが必要です。
- 学校団体の受入と併せて教職員向けの研修プログラムの開発を行うなど、博学連携活動を強化するとともに、利用者に対してより充実した展示体験を提供するため、(3)で示したような運営ボランティアの育成の取り組みも必要です。これらについても、専門職員の配置を含め検討します。
- 事業運営の充実には、組織・体制面での強化の他、補助金・助成金の活用など制度面での充実も重要であり、今後検討していく必要があります。

## 2. 運営目標

- 利用率の向上や収入の確保へ向け、現状では年間5万人の入館者の確保を目標としていますが、現状では達成できていません。リニューアル効果や安土城跡・信長の館との相乗効果を考慮し、リニューアル後は「年間10万人」が目標とします。
- 県民サービスの充実に向け、アンケート調査による満足度90%以上の達成を目指します。
- アンケートは、従来のように特別展・企画展ごとに行うものだけでなく、常設展示やサービスの満足度を測るものとして日常的に行うもの、リニューアル後の展示内容に関する満足度を測るものなどを実施します。
- 外国語のアンケートを準備し入館者における外国人割合やニーズを把握するなど、インバウンドに対する取組も必要であり、今後強化していきます。

---

## 第 5 章 事業推進計画

---

### 5-1. 建築設備改修の基本方針

#### 1. 調査における課題と改善方針

- 本計画は、常設展示室のリニューアルを目途としています。しかし、常設展示室と企画展示室は同一の設備構成・仕様となっており、また、公開承認施設の機能保持の必要性から、本館の展示室や収蔵庫、設備系バックヤード等についても調査を実施し、文化庁の指導を受けました。全体的な現状と課題および改善方針については以下のとおりです。

#### (1) 第 1・第 2 常設展示室

##### ① 電気設備関連

##### 【現状と課題】

- 照明器具について、現在、白熱灯・蛍光灯・放電灯が使用されており、省エネ化が遅れています。
- 調光制御盤（分電盤）が、上記照明器具の仕様に適合した旧型のものとなっており、老朽化が進んでいます。
- 調光制御盤（分電盤）に切り替えスイッチがあり、管理運用における操作性に難があります。

##### 【改善方針】

- 展示室内の照明器具を LED 化し、展示室の調光制御盤（分電盤）を LED 照明に適した仕様に更新（既存撤去し新規製作）することが必要です。
- LED 化にあたっては、ランニングコストは低下しますが、ハロゲンの器具と同等の演出効果を得ようとする、一般的には灯数を増やす必要があります（10°以下の狭角の配光の光源では、明るさに関してハロゲンの方が優位であり、天井高の高い展示室では、狭角の光源を使用することが想定）。したがって、イニシャルコストが増加することも念頭においた計画とする必要があります。
- 展示室の電源 ON/OFF の管理運用の見直しが必要です。

## ②空調設備関連

### 【現状と課題】

- 現状では展示室と望楼ホールの空気の行き来が自由となっており、望楼ホールだけでなく、カフェ、その先のエントランスホール側からの空気が流入している可能性があります。これにより各展示室内の温度ムラや、汚染された空気の侵入が起こり、展示室の空気状態が乱されています。
- しかしながら、現状の吹出口と、吸込口の位置や風量（計測値未入手）では、展示室内の温度ムラをなくすことは難しい現状にあります。

### 【改善方針】

- 吹出口と、吸込口の位置を変更（たとえば、低い位置でも吹出口を設置したり、吸込口は現状よりも分散設置をしたりするなど）により、現状より上下温度差を改善する必要があります。
- 望楼ホール側からの空気の流れが起こらないよう、エアバランスとして、展示室はホールに対して常にプラス圧になるようにするコントロールが必要です。
- 防火扉との取り合いの検討、防災機器等の移設、法規的な検証を行ったうえで、展示室と望楼ホールの上に自動扉等を設け、物理的に空気の流入を遮断する必要があります。

## ③展示ケース等

### 【現状と課題】

- 展示ケース、演示具、壁紙、床材等が開館以来のものであり、経年変化(酸焼けした仕上げ材等)・劣化が著しい状態です。
- 展示ケースに至っては、近年、有機酸が発生するという問題が生じています。
- 現在、有機酸除去のため活性炭系吸着シート（イオケミシート）にて対策が実施されていますが、吸着シートで問題が解消されるには今後とも相当な時間と費用が必要になると想定されるため、有機酸を発生させている根源の除去、改善を実施することが有効で必須と考えられます。

### 【改善方針】

- 経年劣化している展示ケース、演示具、壁紙、床材等を一新するとともに、その後の管理運用を明確にし実施することが必要です。

今回の展示リニューアルは、基本的に常設展示に関係する部分となっておりますが、公開承認施設として、その他建築関連の現状と課題、改善策についても今後検討していく必要があるため、以下に記載しておくこととします。

## (2) 企画展示室

### ① 電気設備関連

#### 【現状と課題】

- 基本的に常設展示室と同様ですが、以下の点を加えます。
- 昇降ボタンに設置された照明器具について、照射調整の際に使いづらさがあります。また、昇降ボタンの巻上機の老朽化が進んでおり、落下の危険性が生じる可能性があります。

#### 【改善方針】

- 基本的に常設展示室と同様ですが、以下の点を加えます。
- ウォールケース内の照明器具は、資料の劣化要因である近紫外線、近赤外線領域の波長成分がより少ない特性を持つ LED 素子を使用し、調光・調色（色温度）が調整できる LED 照明器具への更新が必要です。
- 昇降ボタンに設置された照明器具については、昇降ボタンと併せて撤去し、遠隔操作が可能な LED 照明器具への更新が必要です。

### ② 空調設備関連

#### 【現状と課題】

- 基本的に常設展示室と同様ですが、以下の点を加えます。
- 排煙方式がメッシュ天井裏からの自然排煙のため、温湿度環境を良好に維持するために天井を下げることは難しい状況です。
- 仮に天井を下げて温湿度環境を安定化させるためには、イニシャルコストやメンテナンス費用が高む機械排煙設備（非常用発電機も必要になる可能性あり）を設置するなどの措置、ハロン消火設備との関連性の検討が必要です。

#### 【改善方針】

- 基本的に常設展示室と同様ですが、企画展示室は他館からの借り受け資料の展示もあり、公開承認施設の認定に関わる部屋となります。特に梅雨時から初秋にかけて、文化財に対して有害なガスの発生が多い現況を考慮しながら、通年を通して温湿度環境

を良好に保つことが必要と考えられるため、公開承認施設取り消しとならないような改善対策をとる必要があります。

### ③展示ケース等

#### 【現状と課題】

- 同一ケースで様々な種類の展示物を展示しているため、ケース内環境が一定しません。
- 常設展示室と同様、展示ケースには有機酸が発生しており、現状は有機酸除去のため活性炭系吸着シート（イオケミシート）にて対策を行っています。吸着シートで問題が解消されるには今後とも相当な時間と費用が必要になると想定されるため、有機酸を発生させている根源の除去、改善を実施することが有効で必須と考えられます。

#### 【改善方針】

- 今後も埋蔵文化財系の展示が実施されるのであれば、その期間においては、閉館時間や休館日に展示ケースの換気を実施するなどの対策が望ましいと考えます。
- 常設展示室と同様、経年劣化している展示ケース、演示具、壁紙、床材等を一新するとともに、その後の管理運用を明確にし実施することが必要です。

### (3) その他建築関連

#### 【現状と課題】

- 収蔵庫、トラックヤードから展示室への搬入ルートが狭く、クランクしているため資料サイズに制限があり、運搬時に破損の危険性があります。
- 特別収蔵庫に関して、新たな壁をつくり室内を2つに区分することで、文書系資料と考古系資料を分けて収蔵し、白カビ等の発生リスクを回避できるよう検討する必要があります。ただし、このためには空調設備のみならず、ハロン消火設備との調整も必要となります。
- 資料搬入ルートと一般来館者ルートが交錯しており、基本的な公開承認施設認定の前提条件に抵触しています。まずは運用面でその補完を検討することが重要です。
- 展示室天井裏で雨水の漏水が確認されています。これは屋根からの漏水だけではなく、降雨時に風で吹き上げられた雨水が、軒下から室内側に入り込んでいる可能性が考えられます。桁までが鉄筋コンクリート造、小屋組が鉄骨造になっており、経年による接合部の防水性能、気密性能の劣化など、屋根瓦の破損状況や軒下からの漏水について調査する必要があります。
- 壁の耐震性、断熱性、防水性などに比べて、小屋組の断熱性、防水性能が脆弱と思われ、野地板廻りの防水性能や断熱性能の劣化確認などの調査が必要です。

- 電気設備において、竣工以後に更新されていない設備（受変電設備等）があります。機器の更新を長期保全計画に基づいて実施する必要があります。
- 現在館内では無料 Wi-Fi サービスの提供が行われていますが、リニューアル後の展示物に対して必要となるネットワーク環境や、収蔵資料等を横断検索できる情報管理システムの整備についても検討を進める必要があります。
- 展示室のみの改修で、室内環境の安定化を図ることには限界があるため、上記の建築改修や、空調設備の改修、展示室内の二重壁化、ネットワーク環境の整備といった全面改修についても中長期的に検討する必要があります。

## 5-2. 事業工程

- 現時点における展示リニューアル事業の工程について示します。

図表 38：事業スケジュール（想定）

事業大別	年次	事業内容【事業費】	行事
全体計画	令和 2 年	基本計画【8,800 千円】	
第 1 常設展示室リニューアル（エントランスホール・望楼ホール含む）	令和 3 年	※「幻の安土城」復元プロジェクトとの整合、シアター展示等の実地調査を実施	
	令和 4 年	実施設計	
	令和 5 年	工事施工（1 期）	
	令和 6 年	枯らし期間・開館準備	
	令和 7 年	オープン	大阪・関西万博 国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会
	令和 8 年	—	安土城築城 450 年祭
総事業費		【未定】	

※第 2 常設展示室リニューアル（時期未定）

～実施設計→工事施工（2 期）→枯らし・開館準備→オープン





資料編

---



## 滋賀県立安土城考古博物館展示検討懇話会 開催概要

### 1. 開催記録

日時	場所	次第
【第1回】 令和2年 7月28日	滋賀県立安土城考古博物館会議室	1. 「幻の安土城」復元プロジェクトについて 2. 滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画案について
【第2回】 令和2年 11月20日	滋賀県立安土城考古博物館会議室	1. 滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画案について (1) 第1章・第2章2-1 (2) 第2章2-2～第3章3-2
【第3回】 令和3年 2月9日	滋賀県庁本館 4A 会議室	1. 報告 (1) 基本計画第1章・第2章について (2) 基本計画第5章について 2. 協議 (1) 基本計画第4章について (2) 基本計画第3章について

### 2. 構成委員

氏名	職名
木下達文（きのしたたつふみ）	京都橘大学教授
甲津晃弘（こうづあきひろ）	元近江八幡市立老蘇小学校長
城念久子（じょうねんひさこ）	元安土町城郭資料館副館長
福島克彦（ふくしまかつひこ）	大山崎町教育委員会歴史博物館館長
藤田達生（ふじたたつお）	三重大学教授

## 過去の展示実績（開館～平成 27 年度）

年度	種別	テーマ
平成 4	開館特別展	織田信長と安土城ー信長の世界
	企画展	近江の埴輪
平成 5	春季特別展	湖と海の王ー古墳時代の近江と越前・若狭・丹後ー
	企画展	近世織田一族と惣見寺ー安土惣見寺文書展ー
	企画展	近江上布ー涼をさそふ麻織物ー
	秋季特別展	天下布武へー信長の近江支配ー
	企画展	近江の縄文時代ー湖辺のムラと山辺のムラー
平成 6	春季特別展	弥生の祈り人ーよみがえる農耕祭祀ー
	企画展	鉄砲のカラクリー近世の技術革新ー
	企画展	古代文化の交差点ー文化は坂田郡を通ったー
	秋季特別展	残照ー本能寺からの織田一族ー
	企画展	館蔵考古展ー考古資料からみた近江の歴史ー
平成 7	春季特別展	祭と政ー古墳時代のまつりのかたちー
	企画展	東家文書は語るー江戸時代の安土ー
	企画展	蒲生野の古代史ー蒲生・神崎郡展ー
	秋季特別展	観音寺城と佐々木六角
	企画展	（財）滋賀県文化財保護協会設立 25 周年記念展 いにしへの渡りびとー近江の渡来文化ー
平成 8	春季特別展	墓と弥生時代
	企画展	湖西の歴史と風土ー滋賀・高島郡展ー
	秋季特別展	元亀争乱ー信長を迎え討った近江ー
	企画展	新発見考古速報展'96（近江考古学事情）
	企画展	粟津湖底遺跡発掘成果展 縄文カタログーくらしと道具ー
平成 9	春季特別展	物と人ー古墳時代の生産と運搬ー
	企画展	館蔵歴史資料展ー開館からの新収蔵資料ー
	企画展	大地からのメッセージー草津市・守山市・粟田郡・野洲郡展ー
	秋季特別展	城下町の黎明ー信長の城と町ー
	企画展	長浜新川関連遺跡発掘調査成果展 長浜ーいにしえ巡礼ー
平成 10	春季特別展	ムラの変貌ー稲作と弥生文化ー
	企画展	鹿深ー甲賀郡の歴史と文化ー
	秋季特別展	琵琶湖と中世の人々ー信長以前、信長以後ー
	企画展	赤野井湾遺跡発掘調査成果展ーかつて、湖のほとりでー

平成 11	春季特別展	寧處に違あらずー古墳時代の戦乱ー
	企画展	あ！この遺跡知ってる！ー親子で楽しむ考古学ー
	秋季特別展	特別史跡安土城跡発掘調査 10 周年成果展 安土城 1999
	企画展	さざなみの志賀ー穴太遺跡から穴太廃寺へー
平成 12	春季特別展	楽浪海中に倭人有りー2000 年前の日本列島ー
	企画展	学校の宝物ー親子で楽しむ考古学 2ー
	秋季特別展	信長文書の世界
	企画展	(財) 滋賀県文化財保護協会設立 30 周年記念展 近江発掘創世記ー湖西線・長浜バイパス関連遺跡ー
平成 13	春季特別展	韓国より渡り来てー古代国家の形成と渡来人ー
	秋季特別展	是非に及ばずー本能寺の変を考えるー
	企画展	陸路・海路の考古学ー高島・湖北バイパス関連遺跡ー
平成 14	春季特別展	共にー女子を立て
	企画展	国芳の描く中三道ー岐阜県博物館所蔵品を中心にー
	秋季特別展	近江源氏と沙沙貴神社
	企画展	湖辺集落を読むー新守山川関連遺跡ー
平成 15	春季特別展	日継知らず可き王無し
	企画展	小さな遺物見つけた!!~親子で楽しむ考古学 3~
	秋季特別展	信長と宗教勢力
	企画展	草津川発掘絵巻ー新草津川関連遺跡発掘調査成果展ー
平成 16	春季特別展	日は人作り 夜は神作る
	企画展	影の戦士たちー甲賀忍者の実像に迫る~親子で楽しむ考古学 4~
	秋季特別展	戦国安土桃山の造像
	企画展	謎の敏満寺を再現するー中世の寺・町・城ー
平成 17	春季特別展	王権と木製威信具
	企画展	聖武天皇とその時代ー天平文化と近江ー
	秋季特別展	蒲生氏郷
	企画展	扇状地の考古学ー愛知・犬上の古代文化ー
平成 18	春季特別展	吾天下を左治す
	企画展	丸木舟の時代ーびわ湖と古代人ー
	秋季特別展	信長の城・秀吉の城
	企画展	甲賀郡の風土と遺宝
平成 19	春季特別展	縄文から弥生へ
	企画展	城と城下町ー彦根藩と膳所藩を中心にー
	秋季特別展	戦国安土桃山の造像 II

	企画展	信長と安土城ー收藏品で語る戦国の歴史ー
平成 20	春季特別展	仏法の初めこれより作れり
	企画展	古代地方木簡の世紀ー西河原木簡を中心にー
	秋季特別展	天下人を祀る
	特別展	水の浄土・琵琶湖ー琵琶湖文化館の收藏品を中心にー
	企画展	大設楽焼展ー出土資料を中心にー
平成 21	春季特別展	大型建物から見えてくるもの
	企画展	水中考古学の世界ー琵琶湖湖底の遺跡を掘るー
	秋季特別展	戦国の城・安土城への道
	特別展	よみがえった文化財ー琵琶湖文化館の收藏品とその世界ー
	企画展	湖西の風土と遺宝ー高島郡を中心にー
平成 22	春季特別展	導水施設と埴輪群像から見えてくるもの
	企画展	戦国の琵琶湖ー近江の城の物語ー
	秋季特別展	室町最後の将軍ー足利義昭と織田信長ー
	特別展	四季の花に遊ぶ鳥ー琵琶湖文化館收藏品からー
	企画展	近江の観音像と西国三十三所巡礼
平成 23	春季特別展	大岩山銅鐸から見えてくるもの
	企画展	大国近江の壮麗な国府
	秋季特別展	武将が縋った神仏たち
	特別展	昇る昇れ昇るときー日輪と龍のメッセージー
	企画展	縄文人が語るもの
平成 24	春季特別展	湖を見つめた王
	企画展	湖の船が結ぶ絆ー天智天皇、信長の大船 そしてうみのこー
	秋季特別展	信長×信玄 戦国のうねりの中で
	企画展	暮らしが生んだ絶景
	企画展	蒲生郡の風土と遺宝
平成 25	春季特別展	しのぎをけづり、鏑をわりー近江の城、信長とかく戦えりー
	夏季特別展	華麗なる漁と美味なる食ー魚・人・琵琶湖の過去・現在・未来ー
	企画展	新たな国民のたからー文化庁購入文化財展ー
	企画展	文化財の達人たち
	冬季特別展	近江三都物語ー大津宮・紫香楽宮・保良宮ー
平成 26	春季特別展	安土城への道ー聖地から城郭へー
	企画展	湖底遺跡が語る湖底二万年の歴史
	秋季特別展	造形衝動の一万年ー縄文の宇宙／円空の衝撃／アール・ブリュッ トの情熱ー

	企画展	人の性、酒ヲ嗜ムー神を招き人を結ぶー
平成 27	春季特別展	戦国合戦のかたちー川中島合戦から大坂の陣までー
	企画展	よみがえる弥生のムラー大中の湖南遺跡発掘 50 年ー
	秋季特別展	倭五王海を渡る
	企画展	大湖北展
	企画展	琵琶湖文化館特別陳列ー表現された神と仏ー

## 利用者アンケートにおける自由記述の要約・抜粋（平成 28～30 年度）

<平成 30 年度>

- 安土城関係で来館しています。（企画展が土偶だった）
- 面白い、とても良い企画展（土偶）であった。
- 常設展とは異なり企画展は左回りでとても見やすかった。
- 常設展も見ごたえがありました。
- 滋賀県の資料をもっと売り出していく攻めの展示を期待したい。
- 場所を考えたなら“信長”についてもっと表現すべき。
- 信長さんの資料があまりにも少ないのでは。
- 展示に力を入れるよりも視聴覚コンテンツを開発したほうが一般にはわかりやすいと思います。
- もう少し手に触れてもよいものや近くで見られるものがあつたらよい。
- 城の展示室はインパクトが強く、印象に残りました。
- じっくり見られてよかったです。古墳も興味があるので勉強になりました。
- 安土城の再現ビデオが興味深かったです。古墳もおもしろく、また、勉強して見学しに来ます。
- 近江風土記の丘という表現を今回初めて知りました。
- 安土城跡を見に来ましたが、企画展も面白かったです。
- 戦国時代に関心があるため、第 2 常設展示室が面白かったです。
- 最初の順路（第 1 常設展示室）の矢印が黒なので見にくい。
- 外国の方も見学されていたが、英語の説明も入れてほしい。
- 古墳に入る体験ができて貴重でした。
- 信長の破天荒さを…。かたい博物館じゃなくて面白くて、学べるところに！
- 安土城・町並みのことがビジュアルで知りたい。
- 滋賀県人にとって安土城は誇りに思います。有難うございました。信長をしのばせていただきました。
- 県内の各遺跡・遺物（特に未公開資料）の公開をお願いしたい。
- 信長の展示がわかりやすかったです。安土城の模型は分かりやすかったです。
- 水中考古学に関するもの・安土城跡発掘に関するものの増加。
- 城を見て歩いている中、寄りました。常設展（城）はよかったです。
- 常設展は良かった。（これから新しく見つかるであろう発掘物も含め、展示・保護・補修にがんばってください）



- 城郭はとても分かりやすく、見やすかったです。企画展で詳しくやる時があれば来たいと思います。
- 城についての展示を見るのが初めてでしたがとても分かりやすい。
- 子どもがもっと楽しめる企画があっても良いと思いました。外国人が来たくなるような集客方法を。
- 常設展で実際に触れたり、服を着られたりなど歴史を感じることができました。
- 安土城の歴史、城跡の発掘から当時の様子をうかがい知れました。 など

#### <平成 29 年度>

- 城郭関連の企画展を今後も多く開催してほしい。
- もう少し明るい方が見学しやすい。
- 安土城をもっと整備すれば人は来ると思います。
- 観音寺城をもっと詳しく。銅鐸文化をもっと詳しく。
- 触れる展示品を増やしてほしい。
- 模型がよかったです。もっと細かい所の部分を模型にしてください。
- 信長に関する展示を集約してほしい。
- 城郭遺物をもっとたくさん見たいです。特に陶磁器や土師皿などを見たいです。
- 県内の山城を知りたい。観音山城のコーナーも興味深い展示でした。
- 特別展を見にきたが、常設展も分かりやすくよかった。(特に回廊の展示)
- 展示物と文字が多すぎて見きれなかった。もっとポイントをしばってゆったり見せた方がよいのでは。常設の考古展示も同様の感想です。
- 展示内容に比べて少し料金が高いように思われました。
- 信長関連のものに興味ありだが、古代にはあまり興味がない。 など

#### <平成 28 年度>

- 安土城の展示品をもっと増やしてほしい。安土城の資料をもっと多くしてほしい。
- 石室や城の実物のような展示にそれが何の模型なのか、どういった場面なのか説明がほしい。
- 安土城にもっと絞った展示がよいと思う。お金がかかっている割に総花的。もったいない。
- もうちょっと安土城の展示を充実してほしい。
- 子ども向けのパネルなどあればよい。
- 展示物が少ない。
- ブラウン管でなく液晶やタッチパネルで楽しい企画をお願いします。
- 他の地域の武将を信長などに関連して展示してほしい。 など

## 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例

平成4年3月30日

滋賀県条例第23号

改正 平成12年3月29日条例第95号

平成17年7月15日条例第80号

平成20年7月23日条例第64号

平成21年10月16日条例第69号

平成23年3月22日条例第28号

平成25年7月5日条例第54号

平成25年12月27日条例第107号

平成28年3月23日条例第21号

平成31年3月22日条例第56号

令和2年3月30日条例第10号

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例をここに公布する。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため、滋賀県立安土城考古博物館（以下「博物館」という。）を近江八幡市安土町下豊浦に設置する。

（一部改正〔平成17年条例80号・21年69号〕）

(業務)

第2条 博物館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管および展示
- (2) 博物館資料に係る調査研究および普及啓発
- (3) その他博物館の設置の目的を達成するために必要な業務  
(開館時間等)

第3条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔令和2年条例10号〕)

(撮影等の許可)

第4条 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等(以下「撮影等」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 博物館における秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 博物館資料または博物館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他撮影等を許可することが適当でないと認められるとき。

3 知事は、第1項の規定による許可をする場合においては、博物館資料または博物館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

(追加〔平成12年条例95号〕、一部改正〔平成17年条例80号・令和2年10号〕)

(撮影等の許可の取消し等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または撮影等を制限し、もしくは撮影等の停止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定による許可を受けた者(以下「撮影者等」という。)が撮影等の目的に違反して撮影等をしたとき。

(2) 撮影者等が詐欺その他不正の行為によって前条第1項の規定による許可を受けたとき。

(3) 撮影者等が前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 撮影者等がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 撮影者等が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) 当該許可に係る博物館資料が災害その他の事故により撮影等に堪えなくなったとき。

(7) その他特に知事が必要と認めたとき。

(追加〔平成12年条例95号〕、一部改正〔平成17年条例80号・令和2年10号〕)

(使用料)

第6条 博物館が展示する資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、観覧の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。

3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とす

る。)以下の過料に処する。

(全部改正〔平成17年条例80号〕、一部改正〔平成25年条例107号〕)

(指定管理者による管理)

第7条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、博物館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 博物館の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における第4条および第5条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔令和2年条例10号〕)

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が博物館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔平成25年条例54号・令和2年10号〕)

(指定管理者の指定の告示等)

第9条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔令和2年条例10号〕)

(指定管理者の管理の基準等)

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に博物館の運営を行うこと。
- (2) 博物館の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の適正な管理に関し必要な事項  
(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔令和2年条例10号〕)  
(指定管理者による開館時間等の変更)

第11条 第7条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔令和2年条例10号〕)

(利用料金)

第12条 第7条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、観覧者は、指定管理者に博物館が展示する資料の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、観覧の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であって、知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔平成25年条例107号・令和2年10号〕)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成12年条例95号・17年80号・令和2年10号〕)

付 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号（展示に係る部分に限る。）および第3条ならびに付則第3項の規定は、同年11月1日から施行する。
- 2 滋賀県立近江風土記の丘資料館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第56号）は、廃止する。
- 3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成12年条例第95号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成17年条例第80号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第8条、第9条、第10条第2項および第12条第3項の規定の例により行うことができる。
- 3 指定管理者に滋賀県立安土城考古博物館の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為または教育委員会に対してなされた申請その他の行為（同日以後の撮影、模写、模造等に係るものに限る。）は、同条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為または指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成20年条例第64号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第69号抄）

- 1 この条例は、平成22年3月21日から施行する。

付 則（平成23年条例第28号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第54号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第107号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年条例第56号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第10号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第6条、第12条関係）

（全部改正〔平成20年条例64号〕、一部改正〔平成23年条例28号・25年107号・28

年21号・31年56号) )

1 常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき 320
	その他の者	同 540
団体 (20人以上)	生徒等	同 260
	その他の者	同 430

2 特別展示 知事はその都度別に定める額

注

- 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
- 4 障害者が特別展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。
- 5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

## 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例施行規則

令和2年3月30日

滋賀県規則第33号

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例施行規則をここに公布する。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 知事（条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に滋賀県立安土城考古博物館（以下「博物館」という。）の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第7条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) 博物館の施設もしくは設備または文化財および文化財に関する資料（以下「博物館資料」という。）を損傷するおそれのある者
- (3) その他知事の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第3条 博物館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 博物館の施設もしくは設備または博物館資料を損傷しないこと。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) あらかじめ条例第4条第1項前段の許可を受けた場合のほか、博物館資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）をしないこと。
- (4) あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。
- (6) その他知事が指示する事項

(撮影等に係る許可の手続)

第4条 条例第4条第1項前段の規定による申請は、撮影等許可申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の場合において、撮影等をしようとする博物館資料が寄託を受けたものであるときは、寄託をした者の承諾を得ていることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 第1項の撮影等許可申請書は、撮影等をしようとする日の6月前から10日前までに提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 知事は、条例第4条第1項前段の規定による許可（以下「撮影等許可」という。）をする



ときは、撮影等許可書を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

5 第1項および前項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。

この場合において、第1項中「撮影等許可申請書」とあるのは「撮影等変更許可申請書」

と、前項中「撮影等許可書」とあるのは「撮影等変更許可書」と読み替えるものとする。

(撮影者等の遵守事項)

第5条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「撮影者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影等の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(2) 撮影等許可を受けていない博物館資料の撮影等をしないこと。

(3) その他知事が指示する事項

(撮影等の取消しの届出)

第6条 撮影者等は、撮影等許可を受けた博物館資料の撮影等を取り消そうとするときは、撮影等取消届に撮影等許可書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第7条 博物館の入館者および撮影者等は、博物館の施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(寄贈および寄託)

第8条 博物館は、博物館資料の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄贈または寄託を受けた博物館資料については、その品名、員数ならびに寄贈または寄託をした者の住所および氏名を記録し、整理保管するものとする。

(指定の申請)

第9条 条例第8条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行わなければならない。

(1) 定款その他これに準ずるもの

(2) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）

(3) 指定を受けようとする期間における博物館の管理に関する事業計画書および収支予算書

(4) 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの

(5) 団体の概要を記載した書類

(6) 役員名簿

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(開館時間等の変更の承認の手続)

第10条 条例第11条の規定による承認の申請は、あらかじめ、開館時間等変更承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の承認の手続等)

第11条 条例第12条第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第12条第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、条例第12条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第12条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第12条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(撮影等許可申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する撮影等許可申請書その他の書類の様式は、知事が別に定める。ただし、指定管理者に博物館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第4条および第6条に規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画策定業務の実施概要

### 1. 実施体制

氏名	所属
三日月大造	滋賀県知事
西嶋栄治	滋賀県副知事
中嶋 実	文化スポーツ部長
村田和彦	文化スポーツ部理事
中嶋義基	文化スポーツ部次長
澤本尚人	文化財保護課長
木戸雅寿	文化財保護課 参事員
辻 晴美	文化財保護課 参事
酒井康介	文化財保護課 主幹兼管理係長
松下 浩	文化財保護課 主幹兼安土城・城郭調査係長
井上 優	文化財保護課 主幹兼美術工芸・民俗係長
株式会社丹青社	受託業者

### 2. 事務局と受託業者との打ち合わせ記録

日時	協議内容
令和2年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の事業スケジュール・予算について</li> <li>業務内容について など</li> </ul>
令和2年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回懇話会について など</li> </ul>
令和2年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回懇話会の振り返り</li> <li>現地調査結果について など</li> </ul>
令和2年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回懇話会に向けて など</li> </ul>
令和2年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回懇話会の振り返り</li> <li>基本計画書について</li> <li>諸室構成について など</li> </ul>
令和2年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5章 事業推進計画/第4章 事業運営計画</li> <li>第3章 展示計画 など</li> </ul>
令和3年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4章 事業運営計画/第5章 事業推進計画</li> <li>第3章 展示計画 など</li> </ul>
令和3年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回懇話会の振り返り など</li> </ul>



## **滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画**

発行 令和3年3月

発行者 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

TEL:077-528-4678

FAX:077-528-4956

